



2018年3月30日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび
代表者名 代表取締役社長 久保 征一郎
(コード番号：2440 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 山田 晃久
総合政策室長
(TEL：03-3500-9700)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年3月30日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年6月20日開催予定の第29回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を含む取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを本制度の導入の条件といたします。

なお、2011年6月17日開催の第22回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬額は年額3億7千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役の報酬額を年額3千万円以内とした上で、この報酬額の範囲内において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行うことができるものとご承認をいただいております。また、2012年6月22日開催の第23回定時株主総会において、同じく上記取締役の報酬額の範囲内において、インセンティブ付与型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行うことができるものとご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬に代えて本制度を新たに導入すること、及び上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度にかかる報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、対象取締役に対するストックオプション制度は廃止し、以後、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額2億7千万円以内（うち社外

取締役分は年額2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年21万株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上